

豚流行性下痢(PED)発生拡大

PED(疑い) 発生農場の例数(2月12日速報)

	10月	11月	12月	H26.1月	2月12日 現在	計
沖縄県	1			2		3
茨城県		2				2
鹿児島県			36	66	9	111
宮崎県			6	22	11	39
熊本県				4	1	5
計	1	2	42	94	21	160

1 PEDウイルスの伝播

この病気は、主に糞便中に排泄されたウイルスが直接または、間接的に口に入ることで感染します。

農場への侵入は、感染豚の導入、感染豚の糞に汚染された車や物の持ち込みなどによって起こります。

このため、飼養衛生管理基準の遵守を始めとする、日頃からのバイオセキュリティを徹底することが極めて重要になります。

2 予防対策の実例



飛騨家畜保健衛生所
TEL(0577)33-1111 FAX32-9019
E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/hidakaho/>

3 農場における予防対策

- (1) 新たに豚を導入する時は、隔離された場所で2～4週間の健康観察を行うこと。
(**県外などから導入する場合は、当所まで事前に御連絡を!**)
- (2) 車両は消毒槽を通し、タイヤを中心に車体の噴霧消毒を実施すること。
(特に、糞便により汚染されている荷台等の洗浄・消毒を強化する。)
- (3) 農場専用の履物と衣類を準備、着用する。不用意に訪問者を受け入れないこと。他農場への立入は極力控えること。(立ち上がった場合は、履物と衣服の交換やシャワーなどすること。)
- (4) 出荷豚の臨床症状をよく観察し、下痢などの異状が見られた場合には出荷を停止し速やかに家畜保健衛生所に通報すること。
また、複数の畜産関係車両が出入りする施設(家畜市場、と畜場など)への入退場時の消毒を徹底すること。
- (5) 哺乳豚に大きな被害があることから、特に繁殖分娩舎では専用の衣類と履物を着用すること。最初に作業を行うことなどにより衛生管理作業を区分すること。
- (6) 飼養豚の健康観察を徹底し、特に母豚と哺乳豚の状況にいつもと違う下痢、嘔吐、食欲不振、死亡などの症状が見られたら、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。
- (7) 本病の発生予防、拡散防止のためには、飼養衛生管理の徹底などが基本です。また、ワクチンは、使用法、特性(子豚への乳汁を介した免疫を与えることを目的とした母豚用ワクチン)などを十分理解して適切に実施すること。

※ 車両などの消毒:

消毒薬の特性を踏まえ、適正な消毒薬を正しい濃度に希釈して使用しましょう。口蹄疫の侵入防止のために現在使用している消毒薬(例:グルタZ、ビルコンSなど)は、本病にも有効です。その他、パコマ液なども有効です。



※なにか異状に気付いたら、すぐに飛騨家畜保健衛生所(総合庁舎 0577-33-1111)まで連絡してください。

* 平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。